

飲酒運転にかかる懲戒処分取扱基準（教育委員会）

1 飲酒運転を行った教職員に対する処分

(1) 酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

(2) 酒気帯び運転であった場合

ア 事故を起こした場合

(ア) 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。

(イ) 人身事故（死亡事故を除く。以下同じ）を起こした場合は懲戒免職〔加重・軽減事由がある場合（以下同じ）、懲戒免職～停職〕とする。

(ウ) 物損事故（自損事故を除く。以下同じ）を起こした場合は停職6月（懲戒免職～停職）とする。

(エ) 自損事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～減給）とする。

イ 事故を起こさなかった場合

検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は停職3月（懲戒免職～減給）とする。

2 飲酒運転と知りながら、その車両に同乗していた教職員に対する処分（運転者が県教職員以外の場合を含む）

(1) 運転者とともに飲酒し、その車両に同乗した場合

「1 飲酒運転を行った教職員に対する処分」と同じ処分とする。

(2) 運転者とともに飲酒はしていないが、飲酒運転と知りながらその車両に同乗した場合

ア 運転者が酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

イ 運転者が酒気帯び運転であった場合

(ア) 事故を起こした場合

a 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。

b 人身事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～停職）とする。

c 物損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

d 自損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

(イ) 事故を起こさなかった場合

運転者が、検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

3 飲酒運転の車両に同乗はしていないが、運転することを知りながら運転者とともに飲酒し、飲酒運転を助長し、または止めなかった教職員に対する処分

(1) 運転者に飲酒を勧め、飲酒運転を助長した場合（運転者が県教職員以外の場合を含む）

ア 運転者が酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

イ 運転者が酒気帯び運転であった場合

(ア) 事故を起こした場合

a 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。

b 人身事故を起こした場合は停職6月（懲戒免職～停職）とする。

c 物損事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～停職）とする。

d 自損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

(イ) 事故を起こさなかった場合

運転者が、検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

(2) 運転者が飲酒していることを知りながら飲酒運転を止めなかった場合（運転者が県教職員である場合）

ア 運転者が酒酔い運転であった場合

事故の有無にかかわらず懲戒免職とする。

イ 運転者が酒気帯び運転であった場合

(ア) 事故を起こした場合

a 死亡事故を起こした場合は懲戒免職とする。

b 人身事故を起こした場合は停職3月（懲戒免職～停職）とする。

c 物損事故を起こした場合は停職1月（懲戒免職～減給）とする。

d 自損事故を起こした場合は減給（懲戒免職～減給）とする。

(イ) 事故を起こさなかった場合

運転者が、検挙された場合及び酒気帯び運転であったことが客観的に明白な場合は減給（懲戒免職～減給）とする。

4 処分を加重、軽減する場合

(1) 加重する場合

ア 管理職・監督職である場合（管理職である場合は特に加重する。）

イ 過去にも飲酒運転にかかる処分の対象となる行為を行っていた場合

ウ 所属への報告を怠った、または著しく遅れた場合

エ 自動車の運転を職務とする職員である場合

オ 公務中である場合

カ 著しいスピード違反、信号無視等、その他危険行為がある場合

キ 必要な救護等を行わなかった場合 等

(2) 軽減する場合

ア 飲酒の翌日等で運転者が酒気を帯びた状態で運転していると知らなかった場合

イ 急病人搬送、災害時の緊急避難の場合で、他に手段がなく緊急やむを得ず運転した場合 等

5 軽車両の取扱い

自転車等の軽車両も処分の対象とする。

6 適用日

平成18年12月14日以降に発生した事案について適用する。

酒酔い運転：呼気中のアルコール濃度にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転することをいう。

酒気帯び運転：酒気を帯びた状態で車両を運転することをいう。

自損事故：物損事故であって、飲酒運転の車両のみが損傷を受けた事故とする。